

調達要求番号：統一０８－０９０２－０２５

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	通訳者養成国内委託教育（語学・英語）	D I H－L T－2 6 0 1 8 B	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和８年 ５月１９日
		改 正	令和８年 ７月２７日
			令和８年 ８月１９日
		作 成	情報本部統合情報部

１ 総則

１.１ 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する通訳者養成国内委託教育（語学・英語）の必要な事項について規定する。

２ 教育に関する要求

２.１ 教育目標・教育成果

- 日英及び英日の通訳者を養成する。
- 日英及び英日の通訳に必要な正確な聴取及び理解、情報の分析・保持・要約、日英及び英日の訳出、表現及びデリバリー等を向上させ、通訳能力を段階的に高める。
- CEFR C1 レベル以上の英語運用能力の修得を目標とし、通訳訓練を効果的に行うための基礎となる英語運用能力として、同レベルに相当する英語資格試験に対応し得る知識及び技能を涵養するとともに、特に最新の軍事、安全保障及び国際情勢等を中心とした日英及び英日の会議通訳に必要な知識・技能を習得させ、所要の通訳運用能力の修得を中長期的な到達目標とする。
本教育期間中の具体的な到達目標は、教育開始時に実施するレベルチェック及び受講者との面談の結果を踏まえ、受講者の英語運用能力及び通訳技能に応じて、官側と契約相手方が協議の上、教育計画書に定めるものとする。
- ビジネス通訳検定（TOBIS）又は一般通訳検定（TOUI）若しくは外国語通訳検定試験（TOIFL）の結果は、成果測定における参考指標として用いることができる。

２.２ 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

２.３ 教育形態及び実施態勢

マンツーマンレッスンを基本とし、契約上要求する教育時間の全時間について、オンラインによるマンツーマンレッスンを実施可能な態勢を確保するものとする。ただし、官側、受講者及び契約相手方の三者が、教育上の有効性を認め、事前に合意した場合には、その合意した時数に限り、契約教育時間数の範囲内において、契約相手方が通常の事業として現に開講している既存の通訳者養成講座のオンライン又は対面のグループレッスンに参加させることができる。当該変更は、契約金額の増減または追加費用その他の金銭的負担の変更を伴わないものとし、実際に受講した時間は、契約教育時間数に算入するものとする。ただし、契約相

手方の都合又は経費削減のみを理由として、マンツーマン授業をグループ授業に変更してはならない。既存の通訳者養成講座への参加は、受講者の英語運用能力及び通訳技能の水準に適合する講座に限るものとする。契約相手方は、継続的な教育運営基盤を有し、日英及び英日の通訳者養成課程を設置し、当該課程における通訳者養成教育を通常の事業として継続的に実施する法人等であること。通訳者養成課程とは、臨時に編成される教育ではなく、公告日前から教育内容、受講対象、実施方法、実施日程、講師体制及び評価方法が定められ、複数の受講者を対象として継続的に実施されている体系的な教育課程をいう。また、継続的な教育運営基盤とは、教育体系、カリキュラム、教材、講師陣の管理及び通訳能力の評価態勢を有する通訳関連研修を組織として実施できる体制を有し、その一要素として、公告日時点において、自己所有、賃貸借契約その他の継続的な使用権原に基づき、契約期間を通じて、授業の実施に必要な曜日及び時間帯に自己の管理下で確実に使用できる、通常の事業として通訳者養成課程を運営するために現に使用している常設の教育施設を有するものをいう。教育施設は、単発予約、都度利用又は第三者施設の空き状況及び個別の日程調整のみに依存する施設は含まないものとする。なお、官公庁又は法人等から個別に受託した一時的又は単発の語学教育のみをもって、通訳者養成課程を継続的に設置及び運営しているものとは取り扱わないものとする。契約相手方は、公告日時点において、公告日前5年以内に、通常事業として法人研修とは別に個人向けに継続的に設置・運営している英語通訳者養成課程において、複数期にわたり、複数の受講者を対象として、逐次通訳及び同時通訳等を含む体系的な通訳者養成教育又は通訳訓練を実施した実績を有すること。なお、通訳者養成教育とは、通訳技能の習得を主たる目的とし、日英及び英日の逐次通訳の訳出訓練、同時通訳、ウィスパリング、サイトトランスレーション、スラッシュリーディング、クイックレスポンス、シャドーイング、リプロダクション、ノートテイキング、模擬会議通訳その他の通訳実技訓練を受講者に合わせて効果的かつ段階的に組み合わせ体系的に指導するとともに、訳出の正確性、情報保持、完全性、表現力、デリバリー及び用語運用等についての通訳能力の評価を伴う教育をいう。なお、契約件名、仕様書又は教育目標に「通訳」「会議通訳」等の文言が含まれることのみをもって、通訳者養成教育の実績とは認めないものとする。また、一般英語研修、英会話等の英語コミュニケーション研修、プレゼンテーション、ディベート、翻訳、資格試験対策その他の語学教育を主とし、通訳実技訓練を付随的にしか含まないものは、当該実績には含まないものとする。契約相手方は、教育計画全体の設計、教材選定、講師管理、評価方法及び品質保証に責任を有する教育責任者を配置するものとする。教育責任者は、通訳者養成教育、通訳訓練又は通訳関連研修の設計若しくは指導に関する実績を有する者とする。担当講師については、教育責任者の統括の下、複数講師による多面的な指導、評価の客観性を確保するとともに、日程調整の柔軟性を高め、欠講リスクを低減し、教育の継続性を確保するため、主任講師を2名以上配置し、各主任講師がその専門性又は得意分野に応じて本件教育を実際に分担するものとし、主任講師陣全体として、本件教育に必要な指導能力を有し、受講者との調整に基づく教育日程を継続的に確保できる体制を維持するものとする。教育責任者は、主任講師を兼ねることができるものとする。また、必要に応じ別途、代替講師及び補助講師を置くものとする。代替講師及び補助講師は、主任講師の人数には算入しないものとし、主任講師は、次の要件を満たすものとする。

- a) 国際会議、国際機関、外務省、防衛省等の外交・安全保障機関を含む政府機関その他の官公庁、テレビ放送等のいずれか又は複数における、通訳者としての日英及び英日の逐次通訳又は同時通訳の実務経験を有すること。
- b) 通訳学校、通訳者養成講座を継続的に運営する語学学校若しくは大学院等における通訳専攻課程その他これらに準ずる教育機関又は教育課程において、公告日前5年間のうち2年度以上にわたり、通訳講師として逐次通訳訓練その他の中核的な通訳実技訓練を指導した実績を有し、日英及び英日の通訳訓練を指導できること。

- c) 日英及び英日の会議通訳並びに通訳訓練の指導に必要な高度な日本語及び英語運用能力を有すること。当該能力は、通訳実務経験、通訳指導経験、資格、試験成績、職務経歴書その他の資料により確認できること。
- d) 軍事、防衛、安全保障、国際関係又は国際情勢に関する通訳業務又は関連教材を取り扱う能力を有すること。当該能力は、当該分野における通訳実務経験、指導経験、研修歴、自己研鑽その他により培われたものを含むものとする。
- e) 通訳者養成教育とともに、通訳業務の受注、手配その他通訳業務の遂行に係る事業を通常の事業として継続的に行う通訳学校その他の法人等に所属し、又は当該法人等との継続的な業務委託関係に基づき、通訳業務又は当該法人等の受講者に対する通訳者養成教育若しくは通訳実技の指導に継続的に従事している者とする。

代替講師については、主任講師と同等の要件を満たす者とし、やむを得ない事情により同等の要件を満たす者の確保が困難な場合は、少なくとも要件 a), c) 及び e) を満たし、かつ教育責任者の管理の下で本件教育を適切に実施できる者とし、講師を変更する場合は、原則として事前に官側の承認を得るものとする。ただし、急病その他やむを得ない事情により事前の承認を得ることが困難な場合は、速やかに官側に連絡し、事後速やかに承認を得るものとする。代替講師による授業は、一時的な欠講を回避するために必要な範囲に限るものとする。主任講師を恒常的に変更する場合は、事前に官側の承認を得るものとし、変更後の主任講師は、本項に定める主任講師の要件を満たすものとする。また、英語運用能力の補強に限る一部授業は、主任講師が教育計画・進捗管理・評価を統括することを条件に、補助講師が担当できることとする。

2.4 教育時間数

教育時間数は、調達要領指定書により規定する。

2.5 教育スケジュール

契約締結後、各受講者と日程調整し、受講者及び契約相手方がそれぞれ提示する受講可能日時を踏まえて調整するものとする。契約相手方は、平日夜間を含む複数の受講可能時間帯を提示すること。また、予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替授業を行うこと。

2.6 教育実施場所

2.4 に定める契約上要求する教育時間数の全時間をオンライン授業の時間数とする。ただし、官側、受講者及び契約相手方の三者が教育上有効であると認め、事前に合意した場合には、契約教育時間数の範囲内において、合意した時数のオンライン授業を契約相手方が通常使用する校舎等における対面授業に変更することができる。この場合、対面授業の実施は契約金額の増額その他の追加費用を伴わないものとし、通訳訓練を継続的かつ効果的に実施するための 2.3 に定める常設の教育施設において実施するものとする。当該施設は、逐次通訳、同時通訳、シャドーイング、リプロダクション、サイトトランスレーション、スラッシュリーディング、模擬会議等の一般的な通訳訓練を実施でき、視聴覚教材の提示、発話訓練、音声の録音及び再生並びに講師による即時フィードバック等の対面指導が可能な設備を備える語学専用演習室等とし、契約相手方が準備する。当該施設は、授業運営を行う担当職員による受付、入退室管理、日程調整、教材管理及び受講者対応等の通常の学校運営に含まれる運営体制を備えるものとする。オンライン授業を実施する場合においても、契約相手方は、インターネット等を通じた契約授業の実施に必要な通信環境、システム環境、教材共有環境を準備し、接続トラブル発生時の支援体制を備えるものとする。官側は、必要の都度、教育実施施設、設備及び運営体制につ

いて現場確認又は資料確認を実施することができるものとする。

2.7 教育受講人員

教育受講人員は、調達要領指定書により規定する。

2.8 教材

契約相手方が準備するものとし、受講者の英語運用能力、通訳技能及び教育目標に対応したもので、軍事、安全保障、国際政治、NATO、日米豪関係、インド太平洋及び欧州情勢等に関する最新の内容を題材とした教材を含むものとし、契約相手方が独自に作成した教材又は市販・公開教材等とする。

3 成果測定等

契約相手方は、教育開始前又は教育期間の初回に受講者との面談及びレベルチェックを実施し、その結果を官側に報告するものとする。契約相手方は、当該結果を踏まえ、具体的な到達目標、教育日程、担当講師、教育内容、教材及び成果測定方法を記載した教育計画書を、官側が指定する期日までに提出するものとする。また、契約相手方は、総教育時間数の2分の1を経過した時点を目安として、中間評価を実施するものとする。中間評価においては、教育計画の実施状況、受講者の到達状況等を評価するものとする。中間評価実施後、受講者の到達状況、今後の課題及び後半の指導方針を含む中間評価の結果は官側に速やかに報告するものとする。また、毎月の授業記録及び評価レポートを翌月5日まで（当該日が行政機関の休日に当たる場合は翌開庁日まで）に官側に提出するものとする。毎月の授業記録には、実施日時、実施時間、実施方法、担当講師名、実施教材、実施内容、受講者の到達状況、今後の課題、次回指導方針を含む具体的なものとする。期末成果測定においては、教育目標に対する達成度を評価し、模擬会議通訳、プレゼン通訳等、教育目標に対する成果を示すことが可能な模擬試験等の定量的及び定性的な成果測定を実施し、聴取力、理解、情報保持、訳出の正確性、表現力、用語の運用、国際・安全保障分野等の知識の反映等の観点も含めて総合的に評価し、教育開始時と終了時の能力を、同一又は比較可能な評価項目及び評価尺度により比較するものとする。なお、期末の成果測定結果の官側への報告期限は調達要領指定書に規定する。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査については、支出負担行為担当官等が定める監督及び検査実施要領による。契約相手方は、教育計画全体の設計・品質保証に責任を有し、教育責任者を配置すること。受講者からの評価又は意見その他の教育実施状況に基づき、官側が教育内容の改善が必要と認める場合は、契約相手方は、講師の変更その他必要な改善措置を講ずるものとする。

4.2 その他

官側は、必要に応じ、教育実施体制、教育実施場所、講師体制、教材、教育方法、評価方法等の本仕様書に定める要件の履行状況を確認するため、契約相手方に必要な範囲で説明又は関係資料の提示を求め、現場確認又は資料確認を実施することができるものとする。関係資料の提出を求められた場合、契約相手方は、官側が指定する期日までに当該資料を提出するものとする。提出資料その他の確認結果により、契約相手方による履行が本仕様書に定める教育目標、教育形態、教材内容、講師要件、教育実施場所又は品質保証に関する要件を満たさないと認められる場合は、官側は期限を定めて

是正を求めることができる。契約相手方が官側の定める是正期限までに必要な是正措置を講じない場合、又は是正措置を講じても本契約の目的を達成することが困難であると認められる場合は、官側は、契約条項に基づき、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、提出資料に虚偽記載、重大な記載漏れ又は実施体制に関する重大な不備が判明した場合においても、官側は、契約条項に基づき、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、教育開始後においても、実施される教育が教育計画書又は本仕様書に照らして著しく不十分であると認められる場合は、官側は契約条項に基づき本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、契約相手方は、官側及び受講者の事前の同意なく、本件授業を録音又は録画してはならない。また、本件の実施に際して官側又は受講者から提供された資料又は情報を複製し、本件以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 仕様書の疑義

契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	統一０８－０９０２－０２５
	調達要求年月日	令和８年９月２日
	作成部課	情報本部 統合情報部
	作成年月日	令和８年７月２８日
品 名	国内委託教育（語学・英語）	
仕様書番号	D I H－L T－２６０１８Ｂ	

指定事項：

2.2 教育期間

契約締結日から令和９年３月３１日までの間とする。

2.4 教育時間数

１００時間以上とする。

2.7 教育受講人員

教育受講対象者 (対象者呼称は仮称)	教育受講人員（予定）
対象者 A	１名

3 成果測定等

令和９年３月２６日までに、**2.1 教育目標・教育成果**の項目に則し、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、令和９年３月３１日までに入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面（様式は随意）にして官側に提出すること。